

## 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正に伴う お取引時の確認に関するお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正され、平成 25 年 4 月 1 日以降、口座開設等の取引において、従来行わせていただいている本人確認書類による本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）の確認に加え、職業（事業の内容）やお取引の目的等も確認させていただくことになりました。

何卒、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### ◎ お取引時の確認が必要となる主な取引

- ①口座開設等お取引を開始される時
- ②200 万円を超える現金の受払い
- ③10 万円を超える現金による振込
- ④融資のお取引

※これらのお取引以外にもお取引時の確認をさせていただく場合がございます。

### ◎お客様への確認事項と確認書類

★平成 25 年 4 月 1 日から追加の確認事項

	確 認 事 項	確 認 書 類
個人のお客様 （*1）	氏名・住所・生年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・旅券（パスポート）</li> <li>・各種健康保険証</li> <li>・各種年金手帳</li> <li>・住民基本台帳カード（写真付）</li> <li>・住民票 等</li> </ul>
	★職業	ご提出いただく書類はございませんが、お客様の申告により確認させていただきます
	★お取引の目的	
法人のお客様	名称、本店又は主たる事務所の住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書</li> <li>・印鑑登録証明書 等</li> </ul>
	取引の任に当たっている方の氏名・住所・生年月日等	上記の「個人のお客様」に記載されている確認書類。加えて、法人のために取引の任に当たっていることを社員証等にて確認させていただきます
	★事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書</li> <li>・定款 等</li> </ul>
	★お取引の目的	ご提出いただく書類はございませんが、お客様の申告により確認させていただきます
	★実質的支配者（*2）の有無 および該当する方の氏名・住所・生年月日	

（\*1）ご本人様以外の方が来店された場合には、来店された方の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。また、ご本人様に代わって取引を行う事由を確認させていただきますので、ご本人との関係を確認できる書類（住民票、健康保険証等）の提出もお願いいたします。

（\*2）以下のいずれかの方を指します。

- ・資本多数決の原則が採られている法人（株式会社等）  
議決権の保有比率が 1/4 超の方。ただし 1/2 超の方がいる場合はその方のみ
- ・上記以外の法人（医療法人等）  
代表権を有する方

## ◎その他

- 過去に確認させていただいたお客様についても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- 特定の国に居住・在住している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客様についても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。
- お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- 上記事項が確認できないときは、お取引をお断りする場合があります。
- 確認させていただいた上記事項に変更が生じた場合は、当信用組合までお申し出ください。
- 上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により禁じられております。
- 詳しくは、当組合の担当部（営業部）にお問い合わせください。